

# 澁川市 男女共同参画計画 後期計画

平成 26 年 3 月

澁川市



## 目 次

<b>1 計画策定及び改定にあたって</b> .....	<b>1</b>
(1) 計画策定及び改定の趣旨 .....	1
(2) 計画の背景 .....	1
(3) 計画の位置付け .....	1
(4) 計画の期間 .....	2
(5) 調査の実施 .....	2
(6) 市民意見の反映 .....	2
<b>2 男女共同参画社会*を目指す市の現状</b> .....	<b>3</b>
(1) 本市の概要 .....	3
(2) 少子高齢化の進行 .....	4
(3) 産業構造の変化 .....	5
(4) 家族形態の変化 .....	7
(5) 地域の変化 .....	9
(6) 市民の意識や日常生活の状況 .....	10
<b>3 計画が目指す方向</b> .....	<b>15</b>
(1) 将来像・基本理念 .....	15
(2) 施策の体系 .....	16
(3) 重点的な施策 .....	18
<b>4 施策の展開</b> .....	<b>19</b>
施策の展開の見方 .....	19
基本目標Ⅰ 男女平等意識の高揚と人権尊重 .....	20
施策目標1 男女平等意識の高揚とジェンダー*に敏感な視点に立った制度・慣行の見直し .....	21
施策目標2 男女平等意識を育む教育の推進 .....	25
施策目標3 女性の性の尊重 .....	29
施策目標4 女性に対するあらゆる暴力の根絶 .....	31
基本目標Ⅱ 家庭における男女共同参画の促進 .....	35
施策目標1 男女が家庭責任を担える環境づくり .....	36
施策目標2 子育てや介護を社会で支える環境づくり .....	40
施策目標3 心身の健康づくりへの支援 .....	44

基本目標Ⅲ 地域社会における男女共同参画の推進.....	47
施策目標1 政策・方針決定の場への女性の参画推進.....	48
施策目標2 様々な分野への女性の参画促進.....	51
施策目標3 地域活動と生活支援の充実.....	55
施策目標4 国際社会理解と交流活動の推進.....	59
基本目標Ⅳ 就業における男女共同参画の推進.....	62
施策目標1 男女が対等なパートナーとして働く環境整備.....	63
施策目標2 女性のチャレンジ支援*.....	68
<b>5 計画の推進.....</b>	<b>74</b>
(1) 計画の進行管理の実施.....	74
(2) 庁内の推進体制などの機能充実強化.....	74
(3) 市民参画の推進と市民などによる評価の実施.....	74
(4) 地域活動団体と事業所などとの連携の強化.....	74
<b>資料編.....</b>	<b>75</b>
1 共働きの区分.....	75
2 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約.....	76
3 男女共同参画社会基本法*.....	83
4 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律.....	88
5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律.....	94
6 用語集.....	105
( * の付いた語句の解説を掲載しています。 )	

# 1 計画策定及び改定にあたって

## (1) 計画策定及び改定の趣旨

わが国において、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会\*の実現は最重要課題となっており、国際社会においても女性に対する暴力の根絶や、男女が意思決定の場へ均等に参画することが求められています。

しかし、家庭生活、地域社会、就業の場など様々な分野で解決しなければならない多くの問題があり、性別に基づく被害や差別、女性に対する暴力の問題が深刻化している状況です。

また、本市の現状においても、“夫は外で働き妻は家庭を守るべき”といった性別によって役割を決めつけてしまう意識や、これに基づく社会慣行は依然として根強いものがあります。

こうした状況を踏まえ、本市は平成 21 年 3 月に「渋川市男女共同参画計画」を策定しましたが、5 年が経過することから、社会情勢の変化等に対応するため、平成 25 年度に中間見直しによる改定を行い、後期計画を策定しました。

## (2) 計画の背景

20 世紀後半、女性政策は国連の先駆的な取り組みによって世界各国に浸透し、大きく進展しました。国内においても昭和 60 年の女子差別撤廃条約の批准を契機に法や制度の整備が進められ、平成 11 年、男女共同参画社会基本法\*（以下「基本法」といいます。）が制定されました。平成 12 年には基本法に基づく「男女共同参画基本計画\*」が策定され、平成 22 年には「第 3 次男女共同参画基本計画」として見直しが行われました。

群馬県においても平成 13 年、基本法に基づく法定計画として「ぐんま男女共同参画プラン」が策定され、平成 16 年には「群馬県男女共同参画推進条例」（以下、「県条例」といいます。）の制定により県、県民、事業者の責務が示されました。また、平成 23 年には県条例に基づき「群馬県男女共同参画基本計画（第 3 次）」が策定されています。

## (3) 計画の位置付け

- ➡ 基本法第 14 条に規定される市町村男女共同参画計画です。
- ➡ 行政、市民、事業者をはじめとする市のあらゆる構成員が協働\*して、男女共同参画に関する施策を総合的に、計画的に推進するための設計図です。
- ➡ 平成 21 年 3 月に策定した「渋川市男女共同参画計画」の後期計画です。
- ➡ 総合計画を上位計画としており、その基本理念の一つである「市民とともにつくるふれあいのまち」（市民の参画と協働により、活気とふれあいのあるまちを目指す）を実現するための分野別計画です。また、他の関連する計画との整合を図っています。
- ➡ 国の第 3 次男女共同参画基本計画、群馬県の男女共同参画基本計画（第 3 次）を踏まえて策定しています。

#### (4) 計画の期間

この計画の期間は平成 21 年度（2009 年度）から平成 30 年度（2018 年度）までの 10 年間で、中間期間にあたる平成 25 年度において、社会情勢の変化等を踏まえながら計画の見直しによる改定を行い、後期計画を策定しました。

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
<b>渋川市男女共同参画計画</b>									
前期計画									
				見直し					
					後期計画				

#### (5) 調査の実施

- 平成 24 年度に、市民を対象に市民意識調査を実施しました。

##### ■調査の概要

調査対象	市内在住の 20 歳以上 70 歳未満の男女
標本数	2,000 件
抽出方法	層化 2 段階無作為抽出法（平成 24 年 7 月 10 日現在、住民基本台帳による）
調査方法	郵送による配布・回収
調査時期	平成 24 年 8 月

##### ■回収結果

配布数	回収数	回収率	有効回収数	有効回収率
2,000	704	35.2%	704	35.2%

- 計画の進捗状況の点検・評価するために関連施策について関係課の事業調査及びヒアリング調査を実施しました。

#### (6) 市民意見の反映

- 広く市民の意見を反映するため市民意見公募を実施しました。

## 2 男女共同参画社会\*を目指す市の現状

### (1) 本市の概要

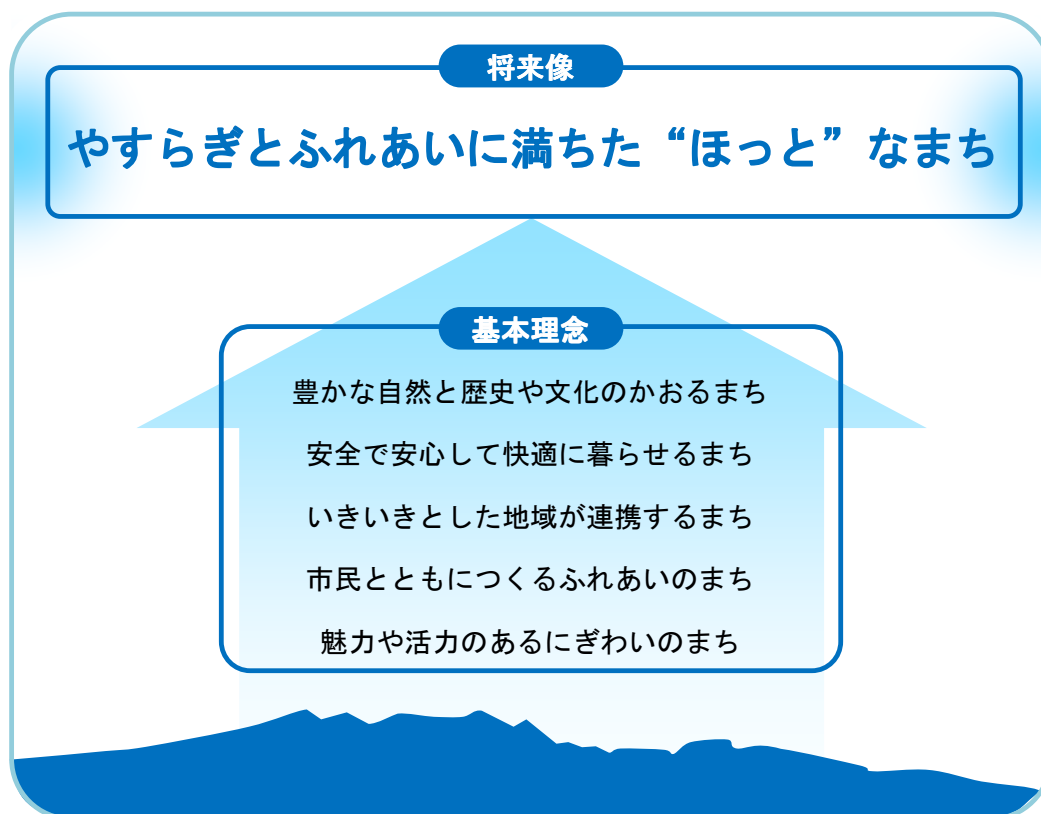
#### やすらぎとふれあいに満ちた“ほっと”なまち

を目指しています。

本市は、日本、そして群馬県のほぼ中央部、雄大な関東平野の始まる位置にあたります。市の南側は県庁所在地である前橋市に隣接し、東京都心まで約 120 km の距離にあります。主な交通網としては、JR 上越線、JR 吾妻線の 2 路線が通り、JR 上越線に 4 駅、JR 吾妻線に 4 駅があります。道路は、南北に関越自動車道と国道 17 号、東西に国道 353 号が通り、関越自動車道には渋川伊香保と赤城の 2 つのインターチェンジがあります。赤城山、榛名山、子持山、小野子山に抱かれ、利根川と吾妻川の流れによって形成された谷地とともに、標高差が概ね 1,400m 以上となる起伏に富んだ地形となっており、豊富な水資源を活かした工業、農業や、首都圏の奥座敷となる温泉地を主とした観光などを主要産業としています。

また、本市は、合併後の 10 年間のまちづくりの方針を定めるため、市民参画のもとに総合計画を策定し、5 つの基本理念の下、目指すべき将来像を「やすらぎとふれあいに満ちた“ほっと”なまち」と決めました。

### 総合計画

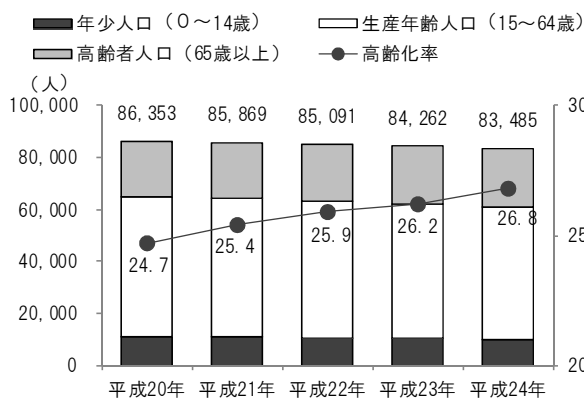


## (2) 少子高齢化の進行

### 少子・高齢化が進み、人口も減少してきました。

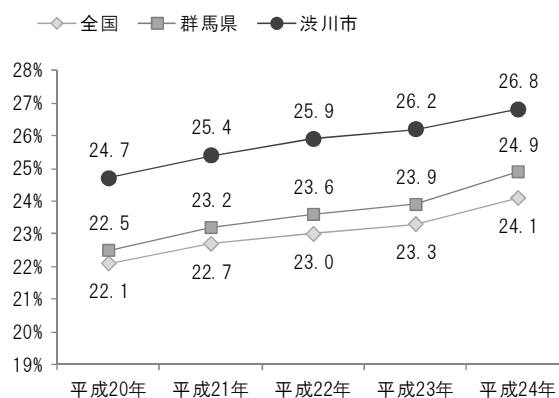
- 15歳未満の年少人口は平成21年以降、横ばいで推移していますが、65歳以上の高齢者人口は増加傾向となっています（図表1）。近年は全国、県を上回るスピードで高齢化が進んでいます（図表2）。
- 近年の出生数（年間）は減少傾向となっており、平成24年で511人となっています。その一方で、死亡数は出生数を大きく上回りながら推移し、平成24年で953人となっており一層の人口の減少が進むものと予測されます（図表3）。

図表1 本市の人口と高齢化率の推移



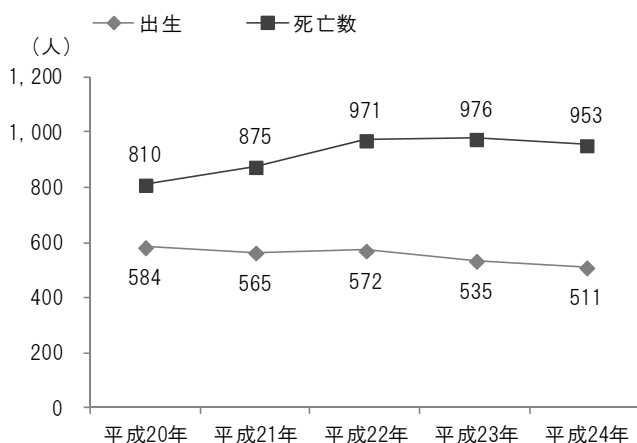
資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

図表2 高齢化率の全国・県との比較



資料：渋川市は住民基本台帳（各年3月末現在）  
全国及び群馬県は各年10月1日現在。平成22年は国勢調査

図表3 本市の出生数と死亡数の推移



資料：渋川市人口動態統計（各年）

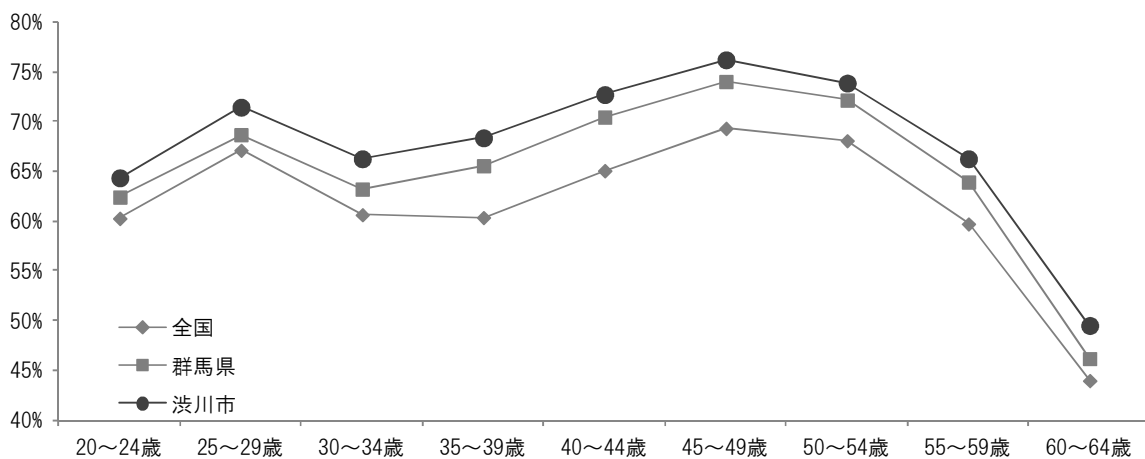


### (3) 産業構造の変化

結婚・子育て期である20～30歳代の働く女性が増えています。

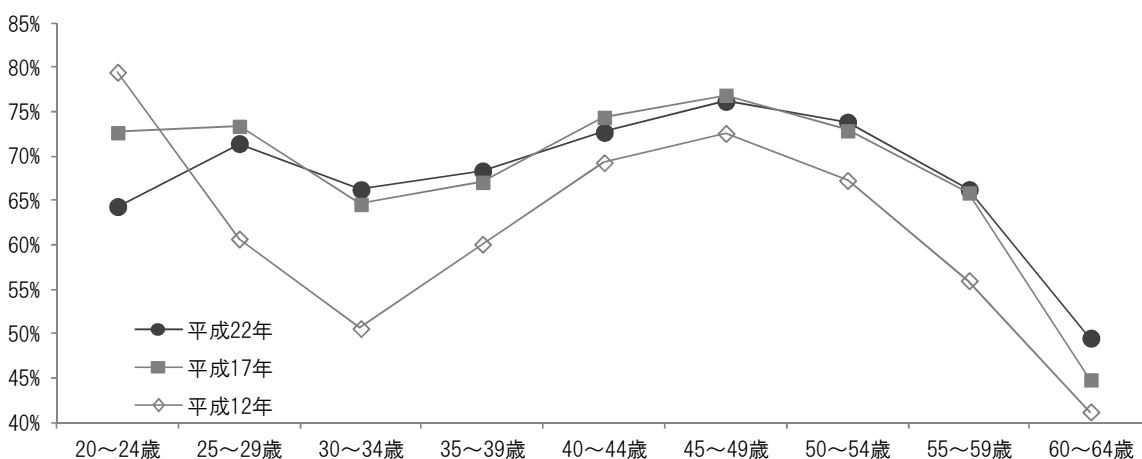
- 女性の労働力率\*は、20歳以上のすべての年齢層で全国・県を上回っており、働く女性が多いということは本市の特徴となっています（図表4）。
- 平成12年から平成22年の女性の労働力率を比較すると、結婚・子育て期である20歳代後半から30歳代前半で大きく上昇しました（図表5）。
- 加えて、結婚している女性の平成12年から平成22年の女性の労働力率を比較すると、結婚・子育て期である20歳代後半から30歳代前半で大きく上昇しています（図表6）。この変化は女性の晩婚・晩産化による子育て年齢の上昇や、出生数の減少による子育て期間の短期化などによるものと考えられます。

図表4 全国・県との女性労働力率の比較（平成22年）



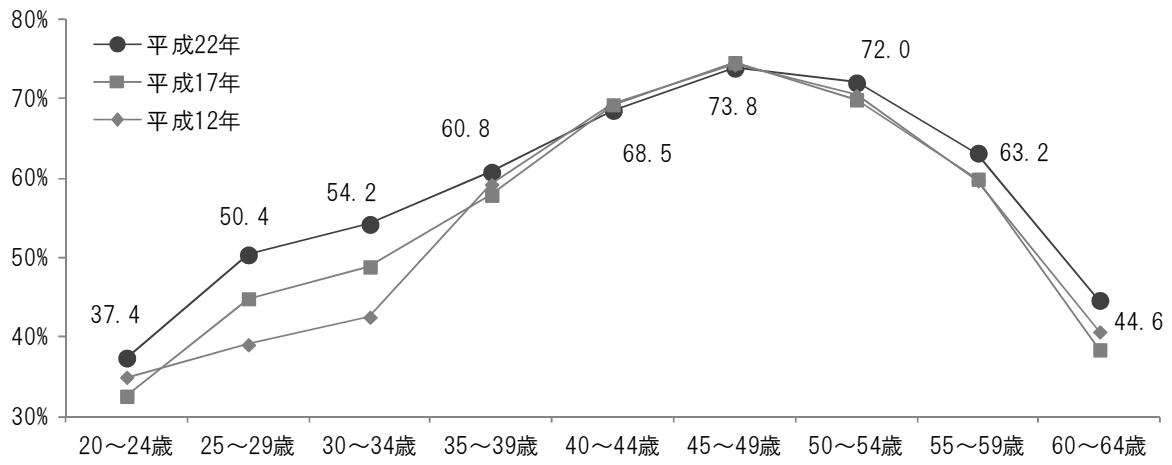
資料：国勢調査

図表5 本市女性の労働力率の推移



資料：国勢調査

図表 6 結婚をしている女性の労働力率\*の推移



資料：国勢調査

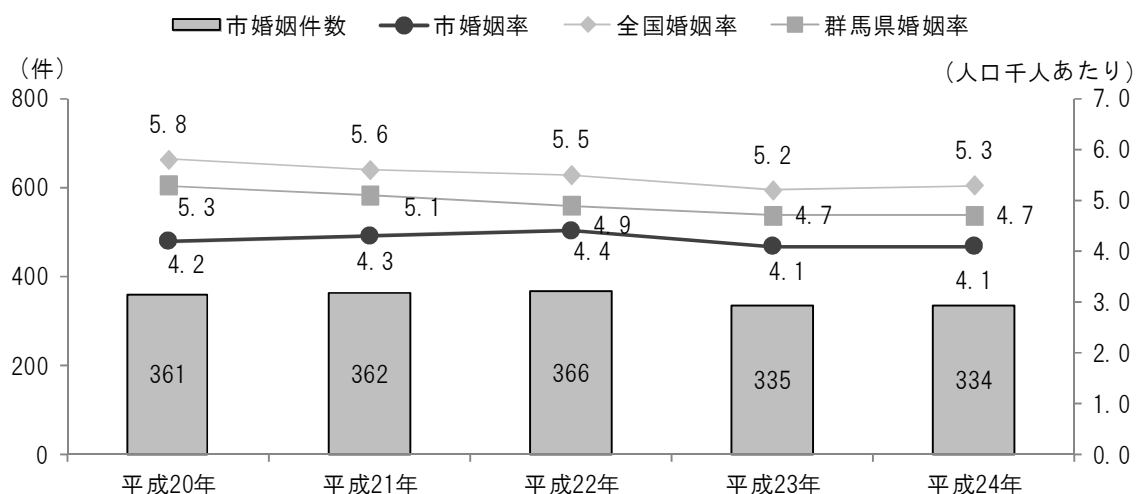


## (4) 家族形態の変化

「夫婦のみ」や「ひとり暮らし」の世帯が増えています。

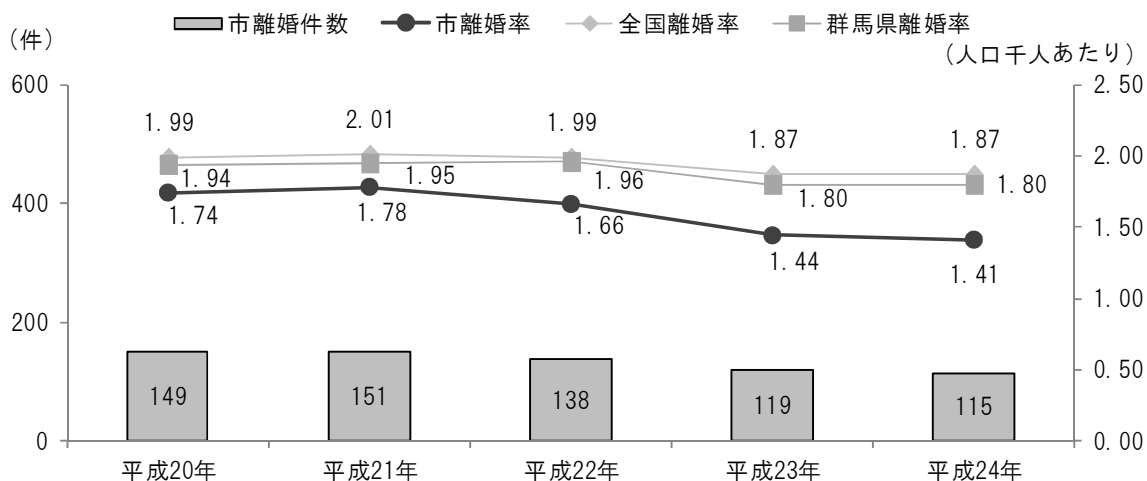
■ 婚姻率は横ばいで推移しており、離婚率は全国・県同様、平成 23 年度以降はやや減少傾向が見られます（図表 7、図表 8）。

図表 7 本市の婚姻の推移及び全国・県との比較



資料：各年人口動態統計

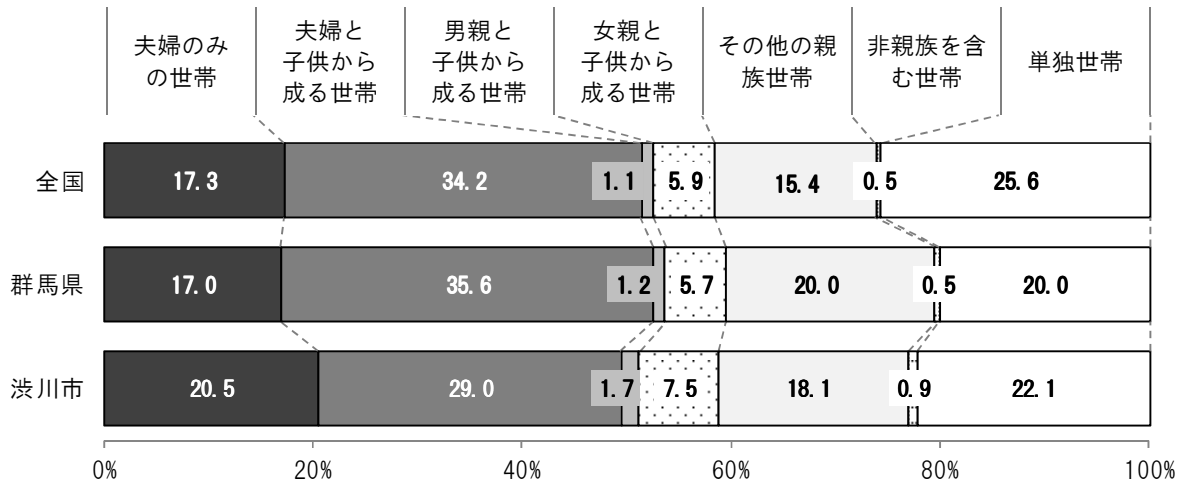
図表 8 本市の離婚の推移及び全国・県との比較



資料：各年人口動態統計

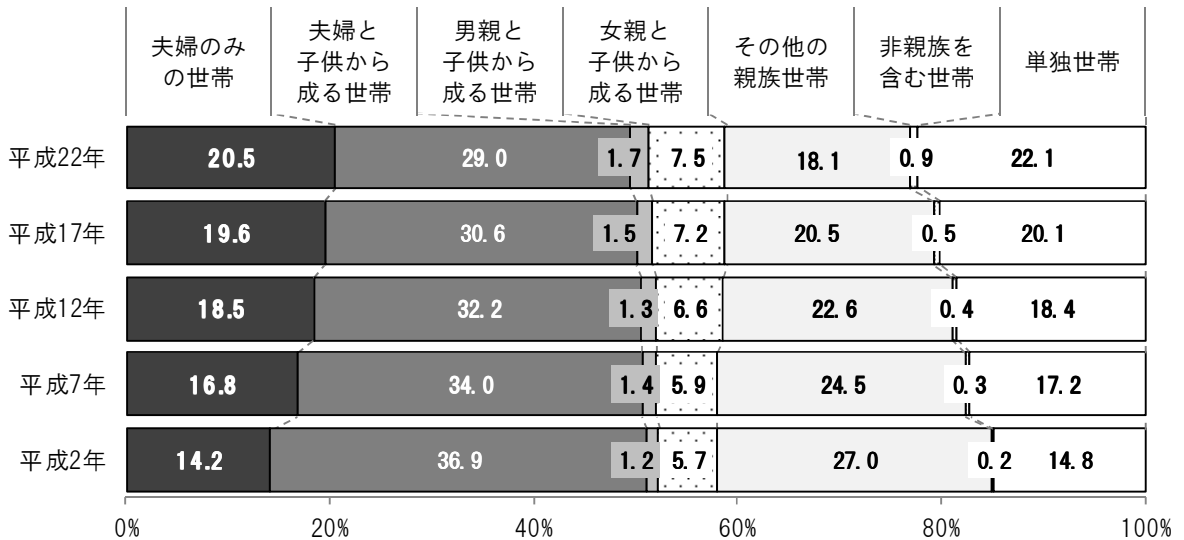
■全国・県と比べ、母子や父子などのひとり親家庭の割合がやや高く、夫婦と子どもの世帯の割合がやや低くなっています。(図表 9)。また、平成2年からの調査比較では、子どものいる世帯が減少し、夫婦のみの世帯、単独世帯やひとり親世帯が増加しており、世帯の小規模化が進んでいます(図表 10)。

図表 9 家族類型の全国・県との比較(平成22年)



資料：国勢調査

図表 10 本市の家族類型の推移



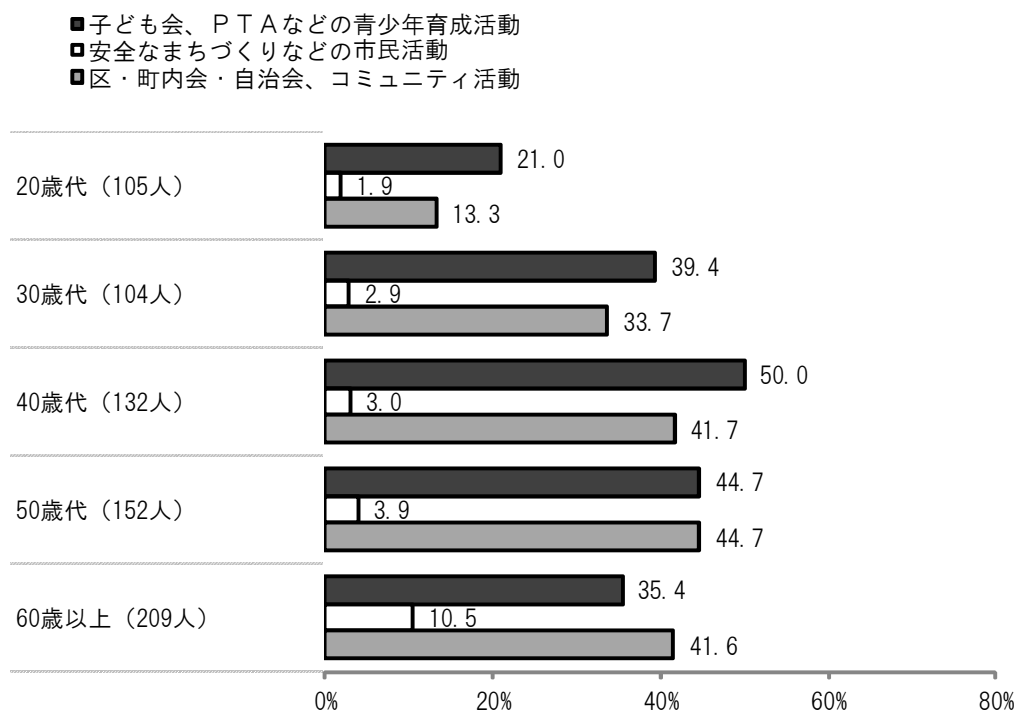
資料：国勢調査

## (5) 地域の変化

若い世代を中心に地域活動に参加する人が少なくなっています。

■ 少子高齢化、ライフスタイル\*の変化等によって地域の姿が変容しています。それに伴い子育て、介護やひとり暮らし高齢者の問題など、安全安心な市民生活を維持するうえで様々な地域の問題が山積していますが、若い世代では、地域活動に参加する人は少ない状況です（図表 11）。

図表 11 本市の地域活動の年齢別参加状況



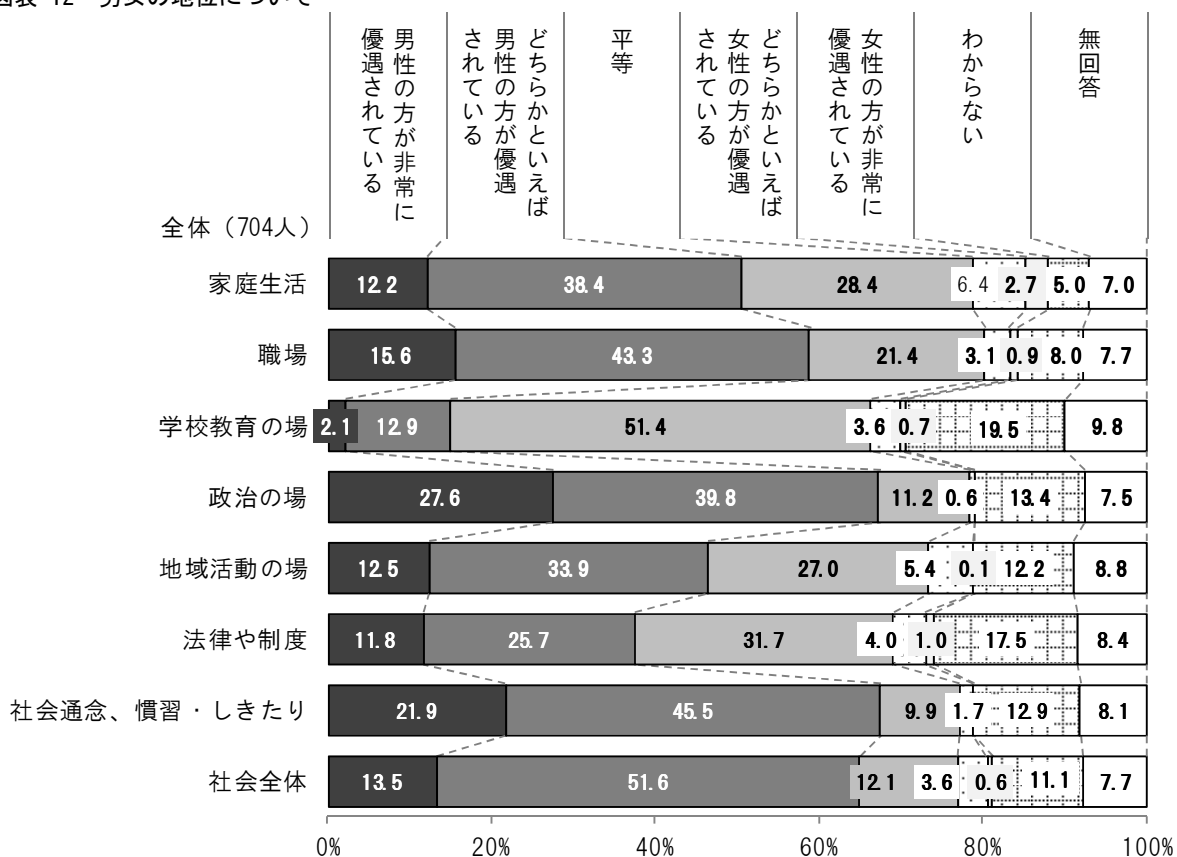
資料：市民意識調査

## (6) 市民の意識や日常生活の状況

様々な分野で“男性が優遇されている”と回答する市民は少なくありません。

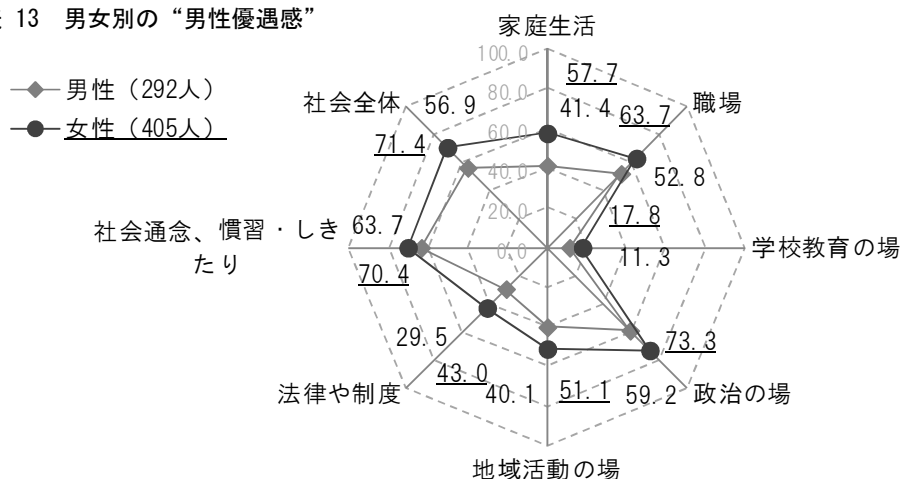
- 学校教育の場で約半数が「平等」と回答したほかは、家庭生活、職場、政治の場、地域活動の場、社会通念、慣習・しきたりなどにおける男女の地位について“男性優遇”と回答した市民が多く、「平等」、「女性優遇」などを大きく上回りました（図表 12）。
- 社会通念、慣習・しきたりや、政治の場では“男性優遇”が男女とも6割を超え、これ以外の分野では、女性が“男性優遇”と回答する比率は男性の回答の割合を大きく超えており、男女の認識の差が見られます（図表 13）。

図表 12 男女の地位について



資料：市民意識調査

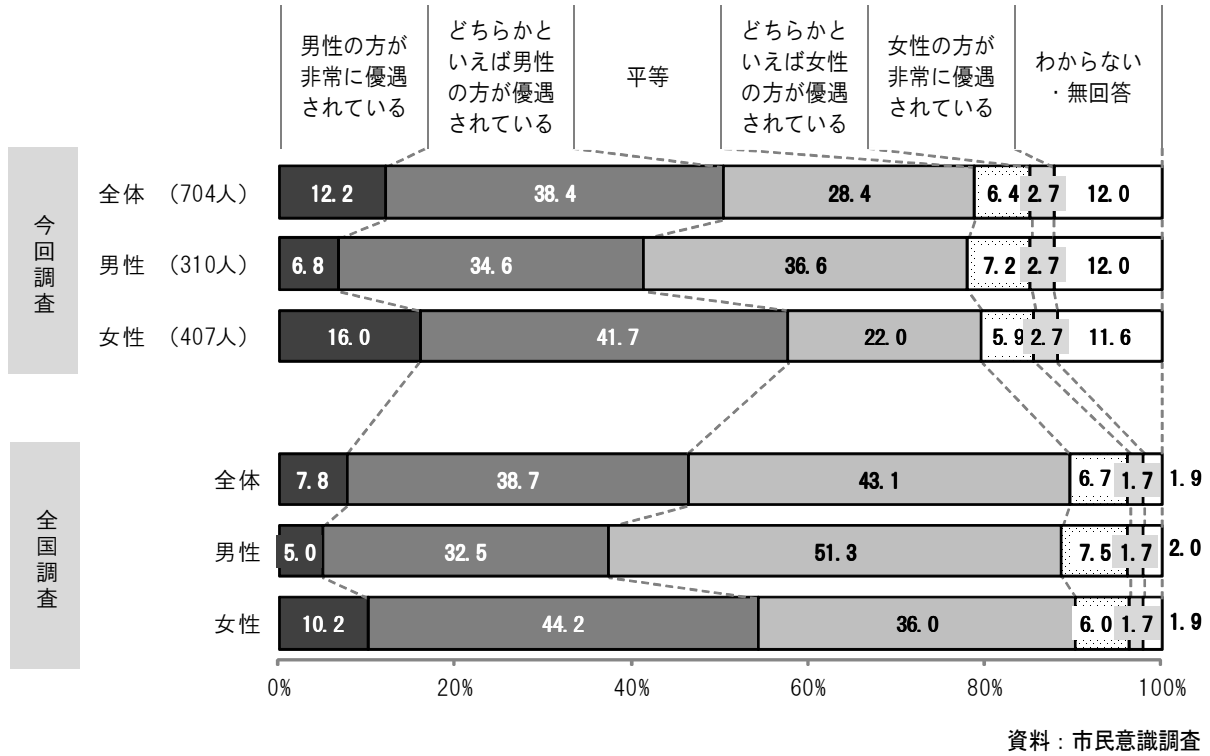
図表 13 男女別の“男性優遇感”



資料：市民意識調査

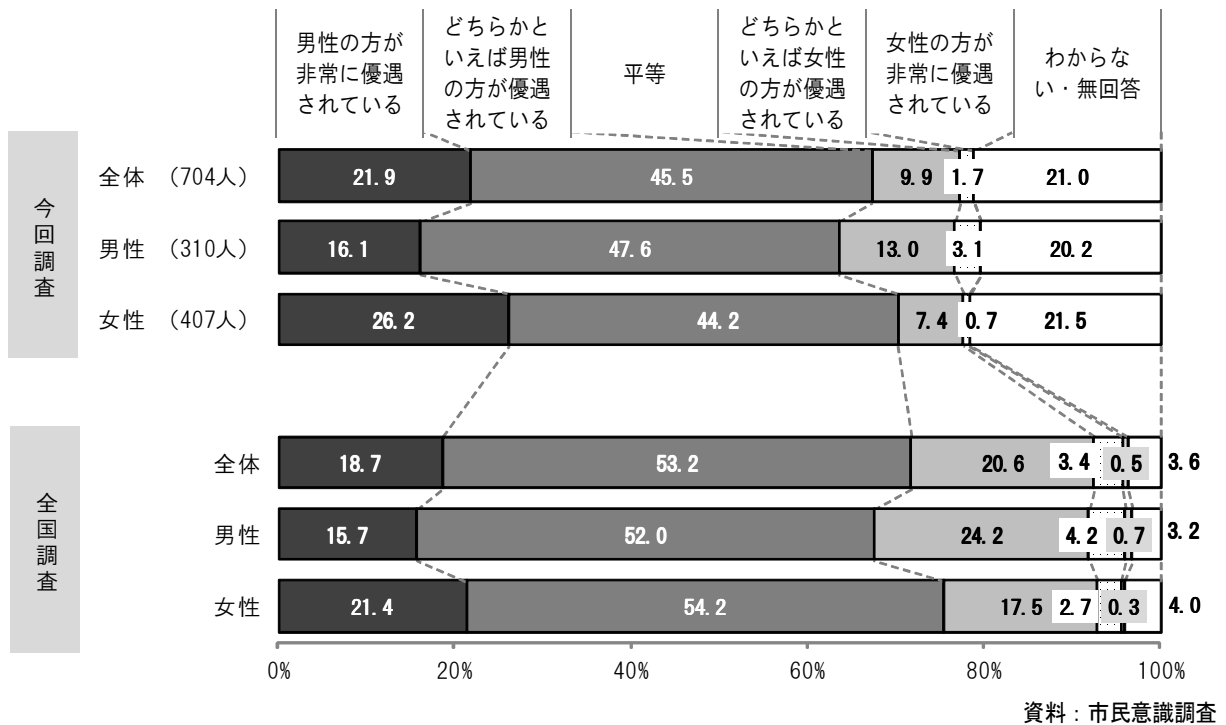
■全国調査（平成 21 年内閣府世論調査）と比較しても、家庭生活、社会通念、慣習・しきたりにおいて本市の「平等」の回答は低い割合です（図表 14、図表 15）。

図表 14 家庭生活における全国調査との比較



男女共同参画社会  
を目指す市の現状

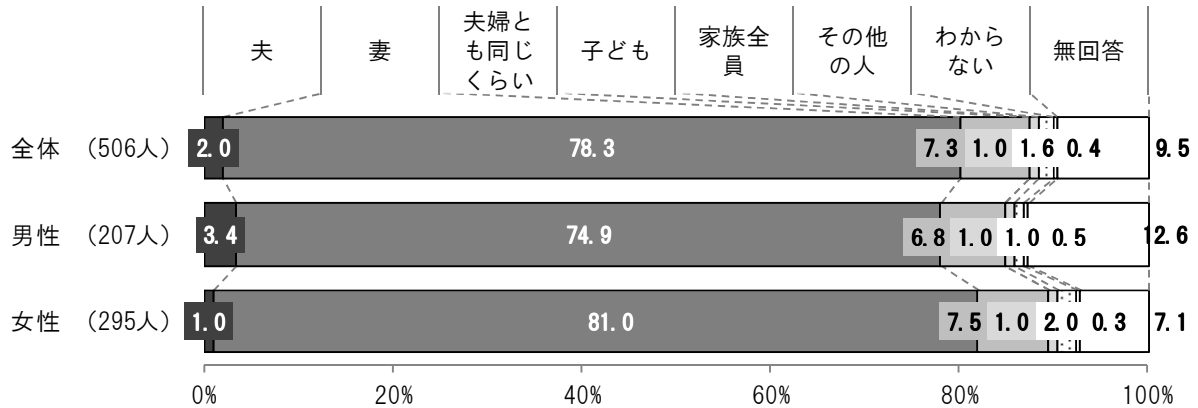
図表 15 社会通念、慣習・しきたりにおける全国調査との比較



## 様々なところで男女の不平等感が生じる要因が見られます。

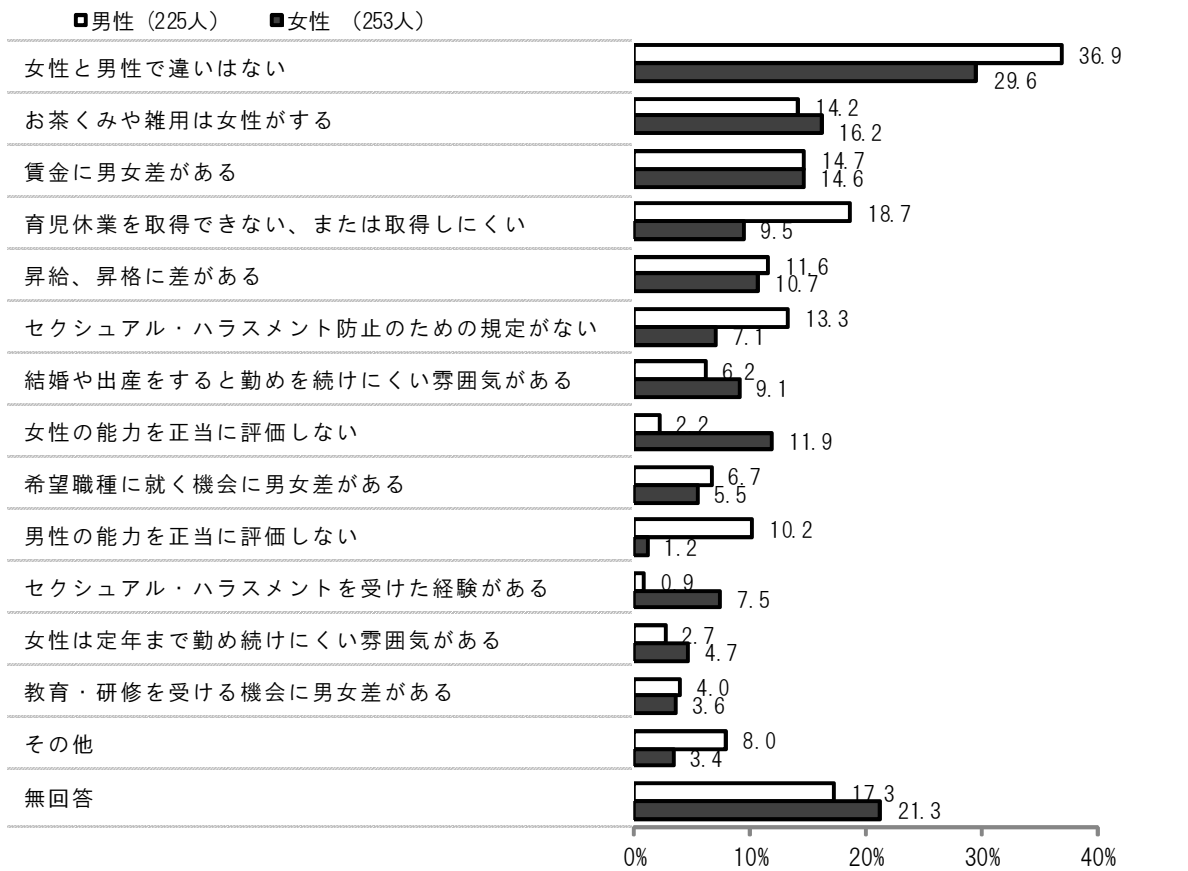
- 家庭では、家事・育児・介護など家庭生活のほとんどは女性が中心です（図表 16）。
- 職場での状況は、「女性と男性で違いはない」という回答が最も多くありましたが、全体の3割にとどまっています。また、男女別の回答ではやや開きがあり、能力評価などでも男女の認識に差が見られます。セクシュアル・ハラスメント\*を防止するための規定がない状況も見受けられます（図表 17）。

図表 16 食事のしたくの役割分担



資料：市民意識調査

図表 17 職場における男女の状況

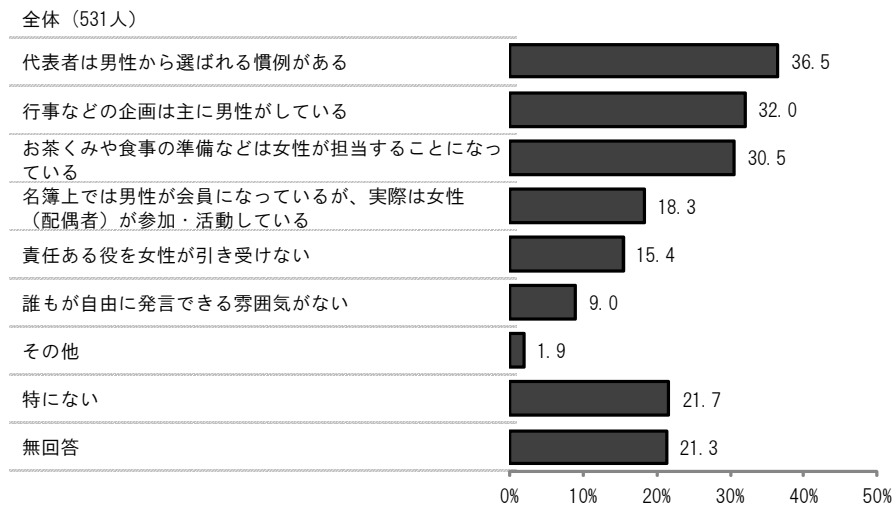


資料：市民意識調査



■地域活動の場においては、男性が中心となっている状況があります（図表 18）。

図表 18 地域活動の場の状況

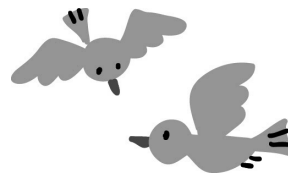
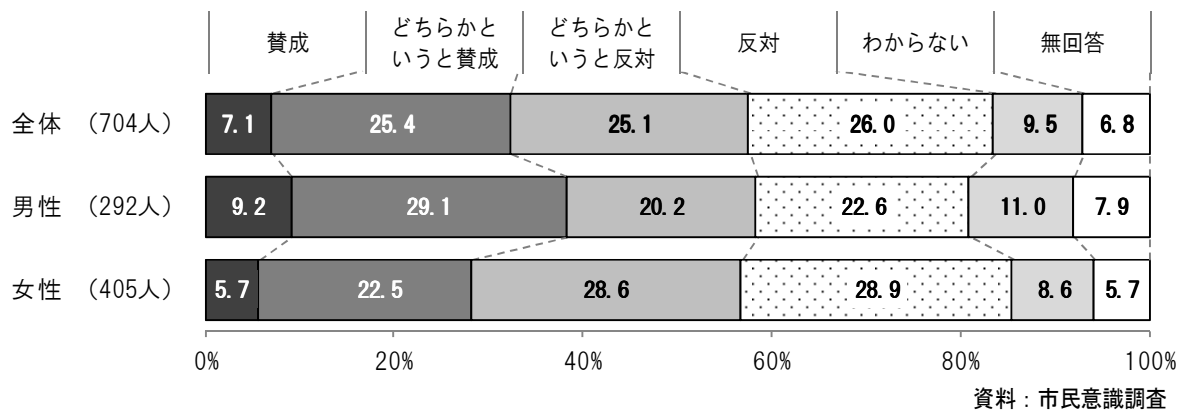


資料：市民意識調査

## 固定的な性別役割分担\*意識が男女の人権を阻害しています。

■ “夫は外で働き妻は家庭を守るべき” という固定観念は、「男女の固定的な役割分担意識」につながります（図表 19）。市民の半数以上がこの考えに“反対”と答えており、“賛成”の人を大きく上回っています。男女別でもそれぞれ“反対”が“賛成”を上回っていて、固定的な性別役割分担意識についてやや変化が見られますが、男女それぞれを比較すると認識に差があることがわかります。

図表 19 「夫は外で働き妻は家庭を守るべきである」についてどう思いますか

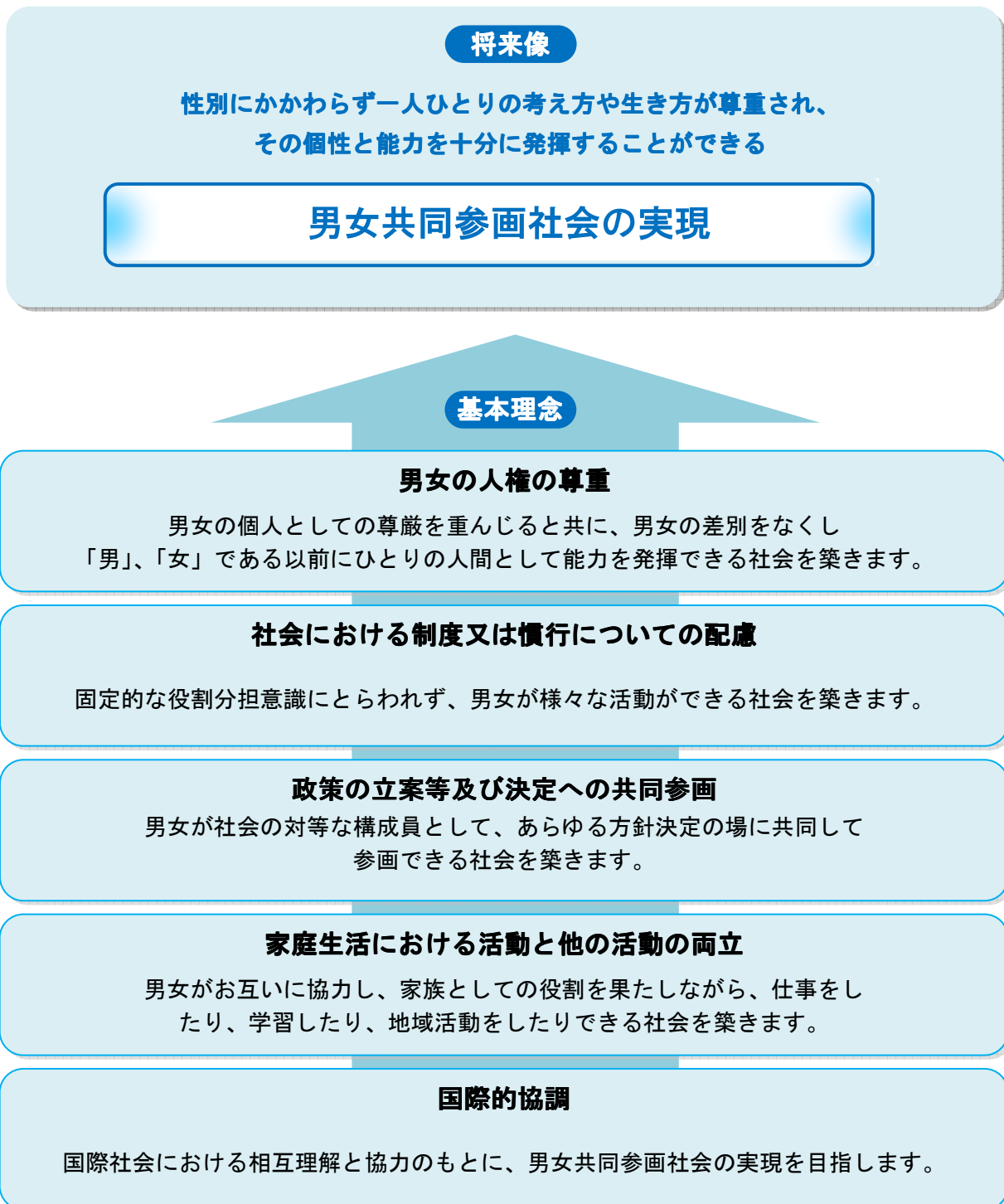


# 3

## 計画が目指す方向

本計画は、基本法を踏まえ、次の5つの「基本理念」を定め「将来像」を目指します。また、これを実現するために4つの「基本目標」、13の「施策目標」及び32の「施策」を体系化しました。

### (1) 将来像・基本理念

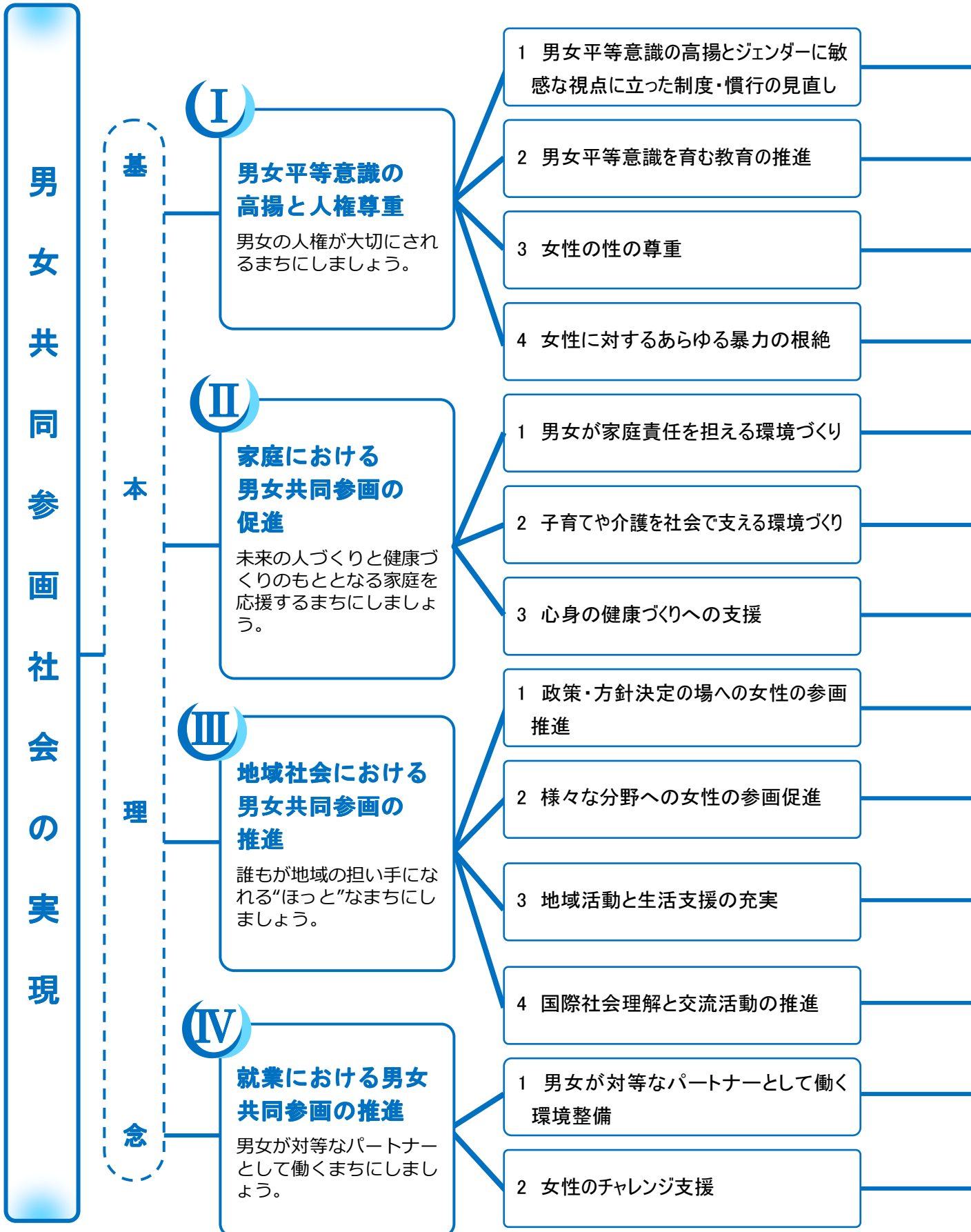


(2) 施策の体系

将来像

基本目標

施策目標



施策

- (1)家庭・地域・事業所へ向けた男女平等・男女共同参画の意識づくり (23p)
- (2)意識改革のための広報、啓発活動の推進 **重点1** (23p)
- (3)市職員研修の充実・強化 **重点5** (24p)

- (1)学校教育等における男女平等教育の推進 (27p)
- (2)家庭における男女平等教育の促進 (27p)
- (3)男女平等の視点に立った社会教育の推進 **重点1** (28p)

- (1)リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解の促進と母子保健の充実 (30p)

- (1)女性に対する暴力の予防と根絶のための啓発 **重点2** (33p)
- (2)被害者支援システムの整備・充実 **重点2** (33p)
- (3)メディアにおける性・暴力表現への対応 (34p)

- (1)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 **重点4** (39p)
- (2)家事・育児・介護における男女共同参画の促進 (39p)

- (1)子育てにかかわる多様なサービスの提供と支援 **重点4** (42p)
- (2)介護にかかわる多様なサービスの提供と支援 **重点4** (43p)

- (1)生涯を通じた健康づくりの推進 (46p)
- (2)生涯にわたるスポーツ活動の推進 (46p)

- (1)各種審議会等への女性の参画推進 **重点3** (50p)
- (2)女性の市政参画の促進 (50p)

- (1)地域活動における男女共同参画の促進 (53p)
- (2)防災における女性参画の推進 **重点3** (53p)
- (3)農業等における男女共同参画の推進 (54p)

- (1)高齢者・障害者の社会参画の促進 (57p)
- (2)ひとり親家庭などの自立のための相談・支援体制の充実 (57p)
- (3)地域活動の促進 (58p)
- (4)在住外国人への支援 (58p)

- (1)多文化共生と国際理解の推進 (60p)
- (2)国際交流事業の充実 (60p)
- (3)市民の平和への理解と推進 (61p)

- (1)事業所における仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の促進 **重点4** (66p)
- (2)商工自営業者・農業等の従事者の労働条件の向上 (67p)

- (1)女性の人材育成と登用の促進 (72p)
- (2)再就職等への支援と環境整備 (73p)

### (3) 重点的な施策

市民意識調査をはじめとする本市の現状から、計画期間中に重点的に推進する施策を以下のとおり設定します。

#### 重点1 男女共同参画に関する正しい理解の普及

男女共同参画の基本的な事項について認知度が低いという市民意識調査結果を踏まえ、男女共同参画社会<sup>\*</sup>の姿を市民に身近なものとして普及するとともに、性別役割分担<sup>\*</sup>意識の解消に向け、啓発・学習の一層の充実を図ります。

#### 重点2 女性に対する暴力の予防と被害者支援の強化

女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。女性に対する暴力の根絶に向けて、広く市民に意識啓発を行うとともに、安全・安心な地域づくりに取り組みます。また、庁内体制の強化を図り、暴力被害に遭った市民の総合的、計画的な支援体制整備に取り組みます。

#### 重点3 女性の登用促進

審議会<sup>\*</sup>等女性委員比率30%の目標達成（平成30年度）を目指すとともに、防災や地域活動、社会活動団体における意思決定の場への女性の参画促進を図るため、先進事例の研究も含め、女性の登用を促進するための施策を強化します。

#### 重点4 ワーク・ライフ・バランス<sup>\*</sup>の推進

男女がワーク・ライフ・バランスを図り、生涯を通じて充実した生活を送ることができるようしていくためには、それを実現できる環境をつくることが重要です。市民や事業者の仕事と育児・介護等の両立に関する意識啓発を進め、男性の家庭生活への参画が可能となる環境整備の促進を図るとともに、子育てや介護の支援を強化していきます。また、再就職・起業等にチャレンジする女性への支援を強化します。

#### 重点5 市職員の意識改革と男女共同参画の推進

本計画を推進するためには、施策に携わる市職員の意識が重要です。市が各事業を遂行するにあたって男女共同参画の視点を反映していくことができるように、市職員一人ひとりの意識改革と庁内の体制づくりに総合的、計画的に取り組めます。